

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）において、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）における学生支援の中核機関として、(i) 学資の貸与及び支給その他の学生等の修学の援助や、(ii) 大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii) 留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが求められているところである。</p> <p>「第3期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）においては、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学支援と、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受け入れの推進や障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行も踏まえた障害のある学生の修学機会の整備の推進などのきめ細やかな学生支援の充実が求められている。他方で、学生等の就職率が好転するほか、大学独自や様々な主体によ</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 3 条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業に係る業務を行う。</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、令和3年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>る就職支援が行われるなど状況は大きく変化している。</p> <p>現在、我が国では、最終学歴によって平均賃金に差がある中、貧しい家庭の子供たちほど大学への進学率が低く、格差の固定化を防ぐためにも高等教育のアクセスの機会均等の充実が必要であり、また、少子化の進展への対処としても、子育てや教育に係る費用負担の軽減等が求められている。こうした観点から、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「修学支援法」という。）に基づき、少子化の進展に対処するため、真に支援が必要な低所得世帯の者の修学に係る経済的負担が軽減されるよう、給付奨学金の大幅な拡充に対応することが必要である。</p> <p>機構は、学生支援に関する事業を包括的に実施してきた機関として、これらの要請に応え、業務の能率的・効率的な運営を基本方針としつつ、拡大する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。</p> <p>以上の位置付け及び役割のもと、第3期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、機構の第4期中期目標を以下のとおりとする。</p> <p>（別添）政策体系図</p> <p>II 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成31年（2019年）4月1日から令和</p>		

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>6年(2024年)3月31日までの5年間とする。</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>機構では、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 奨学金事業</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。</p> <p>(1) 貸与奨学金</p> <p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p> <p>また、修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行う。</p> <p>収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。</p> <p>② 適格認定の実施</p> <p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>本事業が返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p> <p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払い一つ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p>覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。</p>	<p>覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p> <p>また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p> <p>③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 ア. 回収の取組</p> <p>今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。</p> <p>具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>(ア) 初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービスに委託する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
	<p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権</p>	<p>については、引き続き回収業務を委託する。</p> <p>(イ) 延滞1年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービスに委託する。</p> <p>(ウ) 延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施する。</p> <p>(エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p> <p>(オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p> <p>イ. 返還金回収状況の把握と分析 返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>④ 機関保証制度の運用 奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
	<p>を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用 奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p>	<p>を確実に請求する。</p> <p>また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p> <p>⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。</p> <p>また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関する、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p> <p>⑥ 所得連動返還方式の運用 学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。</p> <p>また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p>
(2) 給付型奨学金 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に	<p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。）については、真に</p>	<p>(2) 給付奨学金 ① 奨学金の的確な支給 給付奨学金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金を</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。</p>	<p>支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p>	<p>いう。）については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を行う。実施に際しては、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選考を行う。</p> <p>また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。</p> <p>② 適格認定の実施 大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p><b>(3) 奨学金事業に共通する事項</b></p> <p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、機構の奨学金事業を運営するうえでは学校の協力が必要不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</p>	<p><b>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</b></p> <p><b>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</b></p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供に努める。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p> <p><b>② 学校との連携強化</b></p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策</p>	<p><b>(3) 奨学金事業に共通する事項の実施</b></p> <p><b>① 奨学金制度の周知及び広報の充実</b></p> <p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。</p> <p>特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。なお、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、オンラインによるガイダンスも併行して実施する。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会への対応を含めた、コールセンター機能の充実を図る。</p> <p><b>② 学校との連携強化</b></p> <p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。</p> <p>特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。なお、新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、オンライン等も活用した実施を依頼する。</p> <p>また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。</p> <p><b>【評価指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1－1 貸与奨学金の的確な実施状況</li> <li>1－2 貸与奨学金における適格認定の実施状況</li> <li>1－3 貸与奨学金の総回収率</li> <li>1－4 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況</li> <li>1－5 給付奨学金の的確な実施状況</li> <li>1－6 給付奨学金における適格認定の実施状況</li> <li>1－7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況</li> <li>1－8 効果検証等の検討状況</li> </ul> <p><b>【関連指標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1－A 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来</li> </ul>	<p>の広報、周知を図る。</p> <p>なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。</p>	<p>の広報、周知を図る。なお、研修会の実施においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン等も活用する。</p> <p>学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。</p> <p>③ 効果検証方策等の検討</p> <p>奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策の1つとして、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりの維持・構築など、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について引き続き検討を行う。</p>

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>するもの) の回収率            1－B 貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合            1－C 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合</p> <p>【目標水準の考え方】</p> <p>1－1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。</p> <p>1－2 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。</p> <p>1－3 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、回収に向けた諸施策を講じ、返還金を確実に回収することとし、目標値については、今中期目標期間中に貸与奨学金の総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上にする。</p> <p>1－4 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、所得連動返還方式が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。            また、機関保証制度が適切に運用されたか、代位弁済となる対象債権の請求状況や制度の将来にわたる収支の健全性の検証結果等を参考に判断する。</p>		

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p>1－5 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。</p> <p>1－6 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。</p> <p>1－7 奨学金制度に関する情報をわかりやすく積極的に提供したか、情報提供の取組状況を参考に判断する。また、奨学金事業の運営に必要不可欠な学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。</p> <p>1－8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のため的具体の方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況を参考に判断する。</p> <p>1－A 約定に沿った期日どおりの返還により貸与原資を確保することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に97.3%以上とする。</p> <p>1－B 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把</p>		

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
握ることが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に10%以上改善する。		
1-C 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.26%以下とする。		
2~3 (略)	2~3 (略)	2~3 (略)
IV 業務運営の効率化に関する事項	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1~2 (略)	1~2 (略)	1~2 (略)
3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。	3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施 機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。なお、学生生活調査については、調査方法等の見直しを検討する。また、若手研究者等を活用した公募による調査研究（JASSOリサーチ）について実施するとともに在り方について検討する。

## 独立行政法人日本学生支援機構の第4期中期目標、中期計画及び令和3年度計画（奨学金事業部分のみ抜粋）

第4期中期目標<令和2年3月5日指示>	第4期中期計画<令和3年3月30日認可>	令和3年度計画<令和3年3月24日届出>
<p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。</p> <p>4（略）</p>	<p><b>III 財務内容に関する事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。</p> <p>4～8（略）</p>	<p><b>III 財務内容に関する事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施 独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。</p> <p>4～8（略）</p>
<p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 広報・広聴の充実 SNS等の新たな媒体を活用しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。</p> <p>4～5（略）</p>	<p><b>IV その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニターの活用等により、広聴の充実を図る。</p> <p>4～7（略）</p>	<p><b>IV その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p>1～2（略）</p> <p>3 広報・広聴の充実 国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供するため、ホームページを刷新するとともに、SNSやウェブ動画等の媒体の活用を図る。 また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、令和2年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。</p> <p>4～7（略）</p>